

山梨県公報

第千三百五十七号

平成十五年

二月十三日

木曜日

目次

障害者就業生活支援センターの指定	六七
道路の供用開始	六七
都市計画事業の事業計画の変更認可	六七
収納代理金融機関の指定の一部改正(二件)	六八
収納代理金融機関の指定の廃止	六八
土地改良事業計画の変更	六八
土地改良事業計画の決定(二件)	六八
土地改良事業計画の適当決定(二件)	六九
土地改良事業計画の決定(二件)	六九
土地改良事業計画の変更(三件)	七〇
公告	
一般競争入札について	七一
公安委員会	
運転免許取得者教育の認定	七二
遊技機の型式の検定	七四

告示

山梨県告示第六十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第九条の十八の規定により、同法第九条の十九に規定する業務を行う者として、次のとおり指定した。
平成十五年二月十三日

山梨県知事 天野 建

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
		山梨県知事 天野 建	

社会福祉法人八ヶ岳名水会	北巨摩郡長坂町小荒間一〇九五番地七	北巨摩郡長坂町小荒間一〇九五番地七	平成十五年二月五日
--------------	-------------------	-------------------	-----------

山梨県告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年三月六日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年二月十三日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	大月上野原線	大月市富浜町大字鳥沢字中野四六九二番の四地先から大月市富浜町大字鳥沢字中野四七一二番の一地先まで	一四七・八	平成十五年二月十三日

山梨県告示第六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十五年二月十三日

山梨県知事 天野 建

- 一 施行者の名称
市川大門町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
市川大門都市計画下水道事業市川大門町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成四年三月五日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分
平成十年山梨県告示三十三号の事業地に市川大門町字西羽場及び字宮の下、市川

大門町大字印沢字宮下、字二宮及び字回木の全部並びに市川大門町字附州新田、字上手河原、字上原、字坂本、字御屋敷、字平塩、字西平塩、字羽場、字宮東、字野中、字片瀬、字御弓削、字西条、字落合及び字落合前、大字印沢字片山、字東田及び字印沢、大字高田字大正及び字柗田、大字下大鳥居字道場、字湯ノ岡、字天神林、字前畑、字波柳、字下河原、字平林及び字池尻、大字黒沢字池尻、字久保沼、字上沼、字平林、字町尻、字大久保、字下居村及び字前田の各一部を加え、市川大門町字月場及び字坂本、大字高田字柗田、大字下大鳥居字湯ノ岡地内において事業地を変更する。

2 使用の部分
なし

山梨県告示第六十五号

収納代理金融機関の指定（昭和四十九年山梨県告示第四百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成十五年二月十三日

山梨県知事 天 野 建

表中

峡南信用組合	南巨摩郡鯉沢町 一七七一番地	本店 市川支店 増穂支店 身延支店
山梨一宮農業 協同組合	東八代郡一宮町 金田一三〇五番 地	本所 南事業所 北事業所

を削り、「県税及びこれに伴

う税外収入並びに県営住宅使用料」を「歳入金及びれい入金」に改める。

山梨県告示第六十六号

収納代理金融機関の指定（昭和五十五年山梨県告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成十五年二月十三日

山梨県知事 天 野 建

表中

富士見農業 協同組合	東八代郡石和町 河内七〇番地	本所
---------------	-------------------	----

を削り、「県税及びこれに伴

う税外収入並びに県営住宅使用料」を「歳入金及びれい入金」に改める。

山梨県告示第六十七号

収納代理金融機関の指定（昭和五十九年山梨県告示第九十四号）は、廃止する。

平成十五年二月十三日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（江原地区緊急畑地帯総合整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年二月十三日

山梨県知事 天 野 建

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十五年二月十四日から平成十五年三月十三日まで

三 縦覧場所

甲西町役場

四 異議申立期間

平成十五年三月十四日から平成十五年三月二十八日まで

山梨県告示第六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（牧丘東部地区県営畑地帯総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年二月十三日

山梨県知事 天 野 建

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧期間
平成十五年二月十四日から平成十五年三月十三日まで
- 三 縦覧場所
牧丘町役場
- 四 異議申立期間
平成十五年三月十四日から平成十五年三月二十八日まで

山梨県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（藤井地区県営ため池等整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年二月十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十五年二月十四日から平成十五年三月十三日まで
- 三 縦覧場所
勝沼町役場
- 四 異議申立期間
平成十五年三月十四日から平成十五年三月二十八日まで

山梨県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、塩山市長から協議のあった土地改良事業（竹森地区基盤整備事業）の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年二月十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し、条例の写し

- 二 縦覧期間
平成十五年二月十四日から平成十五年三月十三日まで
- 三 縦覧場所
塩山市役所
- 四 異議申立期間
平成十五年三月十四日から平成十五年三月二十八日まで

山梨県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、牧丘町長から協議のあった土地改良事業（北原地区基盤整備事業）の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年二月十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し、条例の写し
- 二 縦覧期間
平成十五年二月十四日から平成十五年三月十三日まで
- 三 縦覧場所
牧丘町役場
- 四 異議申立期間
平成十五年三月十四日から平成十五年三月二十八日まで

山梨県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（茅ヶ岳北西部地区県営中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年二月十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十五年二月十四日から平成十五年三月十三日まで

三 縦覧場所

明野村役場及び須玉町役場

四 異議申立期間

平成十五年三月十四日から平成十五年三月二十八日まで

山梨県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（鳥ノ小池地区県営ため池等整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年二月十三日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十五年二月十四日から平成十五年三月十三日まで

三 縦覧場所

韮崎市役所

四 異議申立期間

平成十五年三月十四日から平成十五年三月二十八日まで

山梨県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（甲斐駒清流の郷地区県営中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年二月十三日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十五年二月十四日から平成十五年三月十三日まで

三 縦覧場所

白州町役場及び武川村役場

四 異議申立期間

平成十五年三月十四日から平成十五年三月二十八日まで

山梨県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（鳥原平地区県営畑地帯総合整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年二月十三日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十五年二月十四日から平成十五年三月十三日まで

三 縦覧場所

白州町役場

四 異議申立期間

平成十五年三月十四日から平成十五年三月二十八日まで

山梨県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（八ヶ岳西部地区県営中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年二月十三日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧期間
平成十五年二月十四日から平成十五年三月十三日まで
- 三 縦覧場所
長坂町役場及び小淵沢町役場
- 四 異議申立期間
平成十五年三月十四日から平成十五年三月二十八日まで

公 告

一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年二月十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 一般競争入札に付する事項
1 購入物品等の名称及び数量
県政だより「ふれあい」平成十五年五月号から翌年四月号まで 一号につき三十一万八千部
- 2 購入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限
入札説明書で別に指定するものとする。
- 4 納入場所
知事が指定する場所
- 二 一般競争入札の参加資格
1 平成十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第九十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
- 3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局 管理課調度担当 電話〇五五 二二三三 一三九五
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十五年二月二十八日（金）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札説明会の日時及び場所
平成十五年二月二十六日（水）午前十一時 山梨県庁県民情報プラザ（山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号）会議室
- 4 入札参加資格確認申請書の提出方法
この公告の日から平成十五年三月四日（火）までの県の休日を除く午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当に持参すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
平成十五年四月三日（木）午後四時 県民会館（山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号）四〇一会議室
- 6 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成十五年四月二日（水）午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。
- 7 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 9 落札者の決定方法
 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 四 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければならぬ。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 3 契約保証金
 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 契約書作成の要否
- 5 その他
 詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured
 Yamamashi Prefecture's newsletter "Fureai" 318,000 copies of each edition
 from May 2003 to April 2004 (12 x 318,000 copies)
- 2 Date and time for tender
 4: 00 PM April 3, 2003
- 3 Bureau in charge
 Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamamashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamamashi-ken 400-8501 Japan
 TEL 055-223-1395

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の三十二の二第一項の規定により、次の者を認定したので、法第百八条の三十二の二第二項及び運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号。以下「規則」という。）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年二月十三日		山梨県公安委員会 委員長 吉 泉 信 一		
名称、住所及び代表者氏名	財団法人山梨県交通安全協会山梨自動車学校 中巨摩郡八田村野牛島千八百二十八番地 堀内 光雄	山梨自動車学校 中巨摩郡八田村野牛島千八百二十八番地	規則第一条第六号に掲げる課程 ミドルコース	平成十五年二月十二日
名称、住所及び代表者氏名	株式会社山梨交通自動車学校 甲府市湯田二丁目十六番二十五号 小佐野 隆正	山梨交通自動車学校 甲府市湯田二丁目十六番二十五号	規則第一条第三号に掲げる課程 シルバードライバー教育	平成十五年二月十二日
名称、住所及び代表者氏名	株式会社協同社山梨中央自動車教習所 甲府市横根町百九十四番地 武井 功	山梨中央自動車教習所 甲府市横根町百九十四番地	規則第一条第三号に掲げる課程 山梨中央もみじ講習	平成十五年二月十二日
名称、住所及び代表者氏名	岳麓自動車教習所運営委員会 富士吉田市新西原五丁目五番一号 湯山 喜六	岳麓自動車教習所 富士吉田市新西原五丁目五番一号	規則第一条第三号に掲げる課程 かえで課程 規則第一条第六号に掲げる課程 さわやか課程	平成十五年二月十二日

株式会社荊崎自動車教習所 荊崎市中島二丁目八番七十三号 堀内 卓	荊崎自動車教習所 荊崎市中島二丁目八番七十三号	規則第一条第三号に掲げる課程 荊崎ドライビングスクール・シルバードライバー特別教育	平成十五年 二月十二日
株式会社峡南自動車教習所 南巨摩郡増穂町最勝寺千五百三十八番地 永井 重雄	峡南自動車教習所 南巨摩郡増穂町最勝寺千五百三十八番地	規則第一条第三号に掲げる課程 峡南無事故ドライバーズ教室	平成十五年 二月十二日
株式会社塩山自動車教習所 塩山市赤尾一番地 菟原 富雄	塩山自動車教習所 塩山市赤尾一番地	規則第一条第三号に掲げる課程 高齢者安全教室	平成十五年 二月十二日
株式会社長坂自動車教習所 北巨摩郡長坂町長坂上条千五百三十一番地一 小宮山 福三	長坂自動車教習所 北巨摩郡長坂町長坂上条千五百三十一番地一	規則第一条第三号に掲げる課程 シルバードライバー講習	平成十五年 二月十二日
株式会社湯村自動車学校	湯村自動車学校	規則第一条第六号に掲げる課程 熟年ドライバー講習 習熟ドライバー講習	平成十五年

甲府市塩部二丁目二番十五号 小野 公人	甲府市塩部二丁目二番十五号	高齢者の安全運転特別教室	
株式会社小淵沢自動車教習所 北巨摩郡小淵沢町六千九百七番地 堀内 卓	小淵沢自動車教習所 北巨摩郡小淵沢町六千九百七番地	規則第一条第三号に掲げる課程 高齢者特定教育課程	平成十五年 二月十二日
株式会社小笠原自動車教習所 中巨摩郡櫛形町小笠原千五百二十三番地 横内 孟	小笠原自動車教習所 中巨摩郡櫛形町小笠原千五百二十三番地	規則第一条第三号に掲げる課程 小笠原もみじ講習	平成十五年 二月十二日
南部自動車教習所 南巨摩郡南部町内船八千九百番地 大窪 昌樹	南部自動車教習所 南巨摩郡南部町内船八千九百番地	規則第一条第三号に掲げる課程 南部かめ(A)講習	平成十五年 二月十二日
西関東興業株式会社上野原自動車教習所	上野原自動車教習所	規則第一条第六号に掲げる課程 南部かめ(B)講習 南部つる講習	平成十五年 二月十二日
規則第一条第三号に掲げる課程			平成十五年 二月十二日

北都留郡上野原町上野原百二十番地 志村 恵	北都留郡上野原町上野原百二十番地	高年齢者ドライバー高等教育	規則第一条第六号に掲げる課程 高年齢者ドライバー安全運転教育	
西関東興業株式会社都留自動車教習所 都留市法能二千四百九十三番地 志村 恵	都留自動車教習所 都留市法能二千四百九十三番地	規則第一条第三号に掲げる課程 新高齢者ドライバー教育	規則第一条第六号に掲げる課程 安全運転フリッシュ教育	平成十五年二月十二日
株式会社大月自動車学校 大月市賑岡町畑倉千九百五十五番地 小林 昭義	大月自動車学校 大月市賑岡町畑倉千九百五十五番地	規則第一条第三号に掲げる課程 大月紅葉講習	規則第一条第六号に掲げる課程 シニア講習 技能向上スクール	平成十五年二月十二日

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年二月十二日までとする。

平成十五年二月十三日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造又は輸入業者名	検定番号
株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一番七号	遊技機の種類及び区分	ソレユケマンボウ	株式会社オリンピア	二四〇八七三
株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一番七号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	シマムスメ30	株式会社オリンピア	二四〇九〇六
岡崎産業株式会社 代表取締役 岡崎安弘 三重県松阪市中万町鐘突二八五番地の二	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	エクストラセブン	岡崎産業株式会社	二四〇八八〇
タイヨーエレック株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市区見寄町二二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRジャイアント7M	タイヨーエレック株式会社	二〇〇九〇一
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目二二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR静かなるドン	マルホン工業株式会社	二〇〇九六八
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	マジカルカーベツトDX	株式会社三共	二二〇九三二

株式会社サンセイアールアンドデイ 代表取締役 梅村義孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番一三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C.R.E. T.F	株式会社サンセイアールアンドデイ	二〇〇九二三
株式会社まさむら遊機 代表取締役 後藤常喜 愛知県名古屋市天白区中砂町一四五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C.R.ホットクルー ジング Z2	株式会社まさむら遊機	二〇〇九一九
株式会社まさむら遊機 代表取締役 後藤常喜 愛知県名古屋市天白区中砂町一四五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C.R.ホットクルー ジング V1	株式会社まさむら遊機	二〇〇九三七